

令和 3 年度における企業結合関係届出の状況

令和 4 年 6 月 22 日

公正取引委員会

第 1 株式取得等の届出受理及び審査の状況

令和 3 年度において、企業結合計画の届出を受理した件数は 337 件（対前年度比 26.7%増）であり、その内訳は、株式取得に係る届出が 288 件、合併に係る届出が 10 件、分割に係る届出が 17 件、共同株式移転に係る届出が 3 件、事業譲受け等に係る届出が 19 件であった。

令和 3 年度に届出を受理した件数 337 件のうち、「第 1 次審査の結果、独占禁止法上問題がないとして、排除措置命令を行わない旨の通知をしたもの」は 328 件、「より詳細な審査が必要であるとして、第 2 次審査に移行したもの」は 1 件、「第 1 次審査中に取下げがあったもの」は 8 件であった。

また、令和 3 年度に審査を終了した案件のうち、当事会社が申し出た措置を前提として独占禁止法上の問題はないと判断したものは 3 案件、デジタル分野に関するものを含め届出を要しない企業結合計画に関するもの（当事会社からの相談があったもの又は公正取引委員会が審査を開始したもの）は 14 案件であった（最近におけるデジタル分野の企業結合審査への対応について参考 2 を参照。）。

過去 3 年度の届出受理及び審査の状況は第 1 表、第 2 表及び第 3 表のとおりである。

第 1 表 過去 3 年度に受理した届出の処理状況

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
届出件数	310	266	337
第 1 次審査で終了したもの ^(注 1)	300	258	328
うち禁止期間の短縮を行ったもの	(217)	(199)	(248)
第 1 次審査終了前に取下げがあったもの	9	7	8
第 2 次審査に移行したもの	1	1	1

(注 1) 第 1 次審査の結果、独占禁止法上問題がないとして、排除措置命令を行わない旨の通知をしたもの。

第2表 過去3年度における第2次審査の処理状況 (注2)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (注4)
第2次審査で終了したもの (注3)	0	1	1
当事会社が申し出た措置を前提に問題なしとしたもの	0	1	0
第2次審査終了前に取下げがあったもの	0	0	1
排除措置命令を行ったもの	0	0	0

(注2) 当該年度に受理したか否かにかかわらず、当該年度において処理したものについて記載している。

(注3) 第2次審査の結果、独占禁止法上問題がないとして、排除措置命令を行わない旨の通知をしたもの。

(注4) 令和3年度において第2次審査で終了したもの及び第2次審査終了前に取下げがあったものは、参考3のとおり。

第3表 外国企業を当事会社を含む企業結合計画に係る届出の推移 (注5)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
日本企業と外国企業の統合計画に係る届出	12	6	11
外国企業同士の統合計画に係る届出	39	14	33
合計	51	20	44

(注5) 第1表に記載している届出件数のうち、外国企業を当事会社を含む企業結合計画に係る届出の推移について記載している。

第2 行為類型別の件数

1 株式取得

(1) 国内売上高合計額別の件数（第4表）

第4表 国内売上高合計額別株式取得届出受理件数

株式発行会社の 国内売上高 合計額 株式取得会社の 国内売上高合計額	50 億円以上 200 億円未満	200 億円以上 500 億円未満	500 億円以上 1000 億円未満	1000 億円以上 5000 億円未満	5000 億円以上	合計
200 億円以上 500 億円未満	32	5	1	0	0	38
500 億円以上 1000 億円未満	40	5	5	1	0	51
1000 億円以上 5000 億円未満	60	20	12	9	2	103
5000 億円以上 1 兆円未満	30	7	1	8	1	47
1 兆円以上 5 兆円未満	13	9	2	3	0	27
5 兆円以上	10	3	5	4	0	22
合計	185	49	26	25	3	288

(2) 議決権取得割合別の件数（第5表）

第5表 議決権取得割合別の株式取得届出受理件数

20%超 50%以下	50%超	合計
72	216	288

（注6） 議決権取得割合とは、株式発行会社の株式を取得しようとする場合において、届出会社が取得の後において所有することとなる当該株式発行会社の株式に係る議決権の数と届出会社の属する企業結合集団に属する当該届出会社以外の会社等が所有する当該株式発行会社の株式に係る議決権の数とを合計した議決権の数の株式発行会社の総株主の議決権の数に占める割合である。

2 合併

(1) 態様別の件数

合併に係る届出を態様別にみると、吸収合併が 10 件であり、新設合併はなかった。

(2) 国内売上高合計額別の件数（第 6 表）

第 6 表 国内売上高合計額別合併届出受理件数

消滅会社の 国内売上高 合計額 ／ 存続会社の 国内売上高合計額	50 億円以上 200 億円未満	200 億円以上 500 億円未満	500 億円以上 1000 億円未満	1000 億円以上 5000 億円未満	5000 億円以上	合計
50 億円以上 200 億円未満	0	1	0	3	0	4
200 億円以上 500 億円未満	2	0	0	0	1	3
500 億円以上 1000 億円未満	0	0	0	2	0	2
1000 億円以上 5000 億円未満	1	0	0	0	0	1
5000 億円以上 1 兆円未満	0	0	0	0	0	0
1 兆円以上 5 兆円未満	0	0	0	0	0	0
5 兆円以上	0	0	0	0	0	0
合計	3	1	0	5	1	10

（注 7） 3 社以上の合併、すなわち消滅会社が 2 社以上である場合には、国内売上高合計額が最も大きい消滅会社を基準とした

3 分割

(1) 態様別の件数

分割に係る届出を態様別にみると、共同新設分割が2件であり、吸収分割が15件であった。

(2) 国内売上高合計額別の件数（第7表及び第8表）

第7表 国内売上高合計額別共同新設分割届出受理件数

分割する会社2の国内売上高合計額（又は分割対象部分に係る国内売上高） 分割する会社1の国内売上高合計額（又は分割対象部分に係る国内売上高）	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満	0(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(1)
200億円以上 500億円未満	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
500億円以上 1000億円未満	0(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(1)
1000億円以上 5000億円未満	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
5000億円以上 1兆円未満	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
1兆円以上 5兆円未満	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
5兆円以上	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合計	0(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(2)

（注8） 共同新設分割をする会社のうち、国内売上高合計額又は分割対象部分に係る国内売上高が最も大きい会社を「分割する会社1」、その次に大きい会社を「分割する会社2」とした。

（注9） 括弧外は事業の全部を承継する会社に係る国内売上高合計額による届出受理の件数であり、括弧内は事業の重要部分を承継する会社の分割対象部分に係る国内売上高による届出受理の件数である（内数ではない。）。

第8表 国内売上高合計額別吸収分割届出受理件数

分割する会社の国内売上高合計額（又は分割対象部分に係る国内売上高） 承継する会社の国内売上高合計額	30 億円以上 200 億円未満	200 億円以上 500 億円未満	500 億円以上 1000 億円未満	1000 億円以上 5000 億円未満	5000 億円以上	合計
50 億円以上 200 億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
200 億円以上 500 億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
500 億円以上 1000 億円未満	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
1000 億円以上 5000 億円未満	0 (3)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (6)
5000 億円以上 1 兆円未満	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
1 兆円以上 5 兆円未満	0 (4)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (5)
5 兆円以上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	0 (10)	0 (1)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (15)

（注 10） 括弧外は事業の全部を承継する会社に係る国内売上高合計額による届出受理の件数であり、括弧内は事業の重要部分を承継する会社の分割対象部分に係る国内売上高による届出受理の件数である（内数ではない。）。

4 共同株式移転

(1) 共同株式移転に係る届出は3件であった。

(2) 国内売上高合計額別の件数（第9表）

第9表 国内売上高合計額別共同株式移転届出受理件数

株式移転会社2の 国内売上高 合計額 株式移転 会社1の 国内売上高合計額	50 億円以上 200 億円未満	200 億円以上 500 億円未満	500 億円以上 1000 億円未満	1000 億円以上 5000 億円未満	5000 億円以上	合計
200 億円以上 500 億円未満	0	1	0	0	0	1
500 億円以上 1000 億円未満	0	2	0	0	0	2
1000 億円以上 5000 億円未満	0	0	0	0	0	0
5000 億円以上 1 兆円未満	0	0	0	0	0	0
1 兆円以上 5 兆円未満	0	0	0	0	0	0
5 兆円以上	0	0	0	0	0	0
合計	0	3	0	0	0	3

（注 11） 共同株式移転をする会社のうち、国内売上高合計額が最も大きい会社を「株式移転会社1」、
その次に大きい会社を「株式移転会社2」とした。

5 事業譲受け等

(1) 態様別の件数

事業譲受け等に係る届出を態様別にみると、事業譲受けが 10 件であり、事業上の固定資産の譲受けが 9 件であった。

(2) 国内売上高合計額別の件数（第 10 表）

第 10 表 国内売上高合計額別事業譲受け等届出受理件数

譲受け対象部分 に係る国内 売上高 譲受会社の 国内売上高合計額	30 億円以上 200 億円未満	200 億円以上 500 億円未満	500 億円以上 1000 億円未満	1000 億円以上 5000 億円未満	5000 億円以上	合計
200 億円以上 500 億円未満	3	0	1	0	0	4
500 億円以上 1000 億円未満	3	0	0	0	0	3
1000 億円以上 5000 億円未満	4	1	0	0	0	5
5000 億円以上 1 兆円未満	2	0	0	0	0	2
1 兆円以上 5 兆円未満	2	0	0	0	0	2
5 兆円以上	3	0	0	0	0	3
合計	17	1	1	0	0	19

(注 12) 2 社以上からの事業譲受け等、すなわち譲渡会社が 2 社以上である場合には、譲受け対象部分に係る国内売上高が最も大きい譲渡会社を基準とした。

第3 業種別届出受理件数（第11表）

1 株式取得

株式取得に係る届出 288 件のうち、「その他」を除けば、「卸・小売業」が 41 件と最も多く、以下、「製造業」が 36 件、「運輸・通信・倉庫業」が 18 件と続いている。

2 合併

合併に係る届出 10 件のうち、「その他」を除けば、「製造業」が 3 件と最も多く、「卸・小売業」及び「運輸・通信・倉庫業」が各 1 件であった。

3 分割

共同新設分割に係る届出 2 件について、「製造業」及び「卸・小売業」が各 1 件であった。

吸収分割に係る届出 15 件のうち、「製造業」が 6 件と最も多く、以下、「卸・小売業」が 5 件、「サービス業」が 2 件と続いている。

4 共同株式移転

共同株式移転に係る届出 3 件について、「卸・小売業」、「サービス業」及び「金融・保険業」が各 1 件であった。

5 事業譲受け等

事業譲受け等に係る届出 19 件のうち、「製造業」が 6 件と最も多く、「その他」を除けば、以下、「卸・小売業」が 4 件と続いている。

第 11 表 業種別届出受理件数

業 種 別	株式取得	合併	共同新 設分割	吸収分割	共同株 式移転	事業譲 受け等	合計
農 林 ・ 水 産 業	0	0	0	0	0	0	0
鉱 業	0	0	0	0	0	0	0
建 設 業	10	0	0	0	0	1	11
製 造 業	36	3	1	6	0	6	52
卸 ・ 小 売 業	41	1	1	5	1	4	53
不 動 産 業	11	0	0	0	0	0	11
運輸・通信・倉庫 業	18	1	0	0	0	3	22
サ ー ビ ス 業	17	0	0	2	1	1	21
金 融 ・ 保 険 業	11	0	0	1	1	0	13
電 気 ・ ガ ス 熱供給・水道業	6	0	0	1	0	0	7
そ の 他	138	5	0	0	0	4	147
合 計	288	10	2	15	3	19	337

(注 13) 会社がどの業種に属するかは、株式取得においては株式取得会社の業種、合併においては合併後の存続会社の業種、共同新設分割及び吸収分割においては事業を承継した会社の業種、共同株式移転においては新設会社の業種、事業譲受け等においては事業等を譲り受けた会社の業種による。

第4 形態別届出受理件数（第12表）

1 株式取得

株式取得に係る届出 288 件のうち、水平関係を含むものが 157 件と最も多く、以下、垂直関係（前進）及び混合関係（純粋）、が各 73 件と続いている。

（注 14） 形態別とは、次の分類による。以下同じ。

（1） 水平関係：当事会社グループ同士が同一の一定の取引分野において競争関係にある場合

（2） 垂直関係：当事会社グループ同士が取引段階を異にする場合

前 進：株式取得会社、存続会社、被承継会社又は譲受会社が最終需要者の方向にある会社と企業結合を行う場合

後 進：前進の反対方向にある会社と企業結合を行う場合

（3） 混合関係：水平・垂直のいずれにも該当しない場合

地域拡大：同種の商品又は役務を異なる市場へ供給している場合

商品拡大：生産あるいは販売面での関連性のある異種の商品又は役務を供給している場合

純 粋：上記のいずれにも該当しない場合

（注 15） 形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、件数の合計は、届出受理件数と必ずしも一致しない。以下同じ。

2 合併

合併に係る届出 10 件のうち、混合関係（商品拡大）を含むものが 4 件と最も多く、以下、水平関係及び混合関係（純粋）を含むものが各 3 件と続いている。

3 分割

共同新設分割に係る届出は 2 件であり、いずれも水平関係を含むものであった。吸収分割に係る届出 15 件のうち、水平関係を含むものが 13 件と最も多く、以下、垂直関係（前進）及び垂直関係（後進）を含むものが各 5 件と続いている。

4 共同株式移転

共同株式移転に係る 3 件全てが水平関係であった。

5 事業譲受け等

事業譲受け等に係る届出 19 件のうち、水平関係を含むものが 10 件と最も多く、以下、垂直関係（後進）を含むものが 8 件、垂直関係（前進）を含むものが 3 件と続いている。

第 12 表 形態別届出受理件数

形 態 別		株式取得	合併	共同新 設分割	吸収分割	共同株 式移転	事業譲 受け等
水 平 関 係		157	3	2	13	3	10
垂 直 関 係	前 進	73	2	0	5	0	3
	後 進	71	1	0	5	0	8
混 合 関 係	地 域 拡 大	38	0	0	3	0	1
	商 品 拡 大	41	4	0	0	0	0
	純 粋	73	3	0	0	0	1
届出受理件数		288	10	2	15	3	19

(注 16) 形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、形態別の件数の合計は、届出受理件数と必ずしも一致しない。

第 13 表 過去 3 年度における水平型、垂直型及び混合型企業結合の届出の推移

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
水 平 型 企 業 結 合	187 (60%)	176 (66%)	188 (56%)
垂 直 型 企 業 結 合	128 (41%)	118 (44%)	139 (41%)
混 合 型 企 業 結 合	135 (44%)	125 (47%)	142 (42%)
届出受理件数	310 (100%)	266 (100%)	337 (100%)

(注 17) 複数の水平型、垂直型及び混合型に該当する企業結合の場合、該当するものを全て集計している。そのため、割合の合計は 100%とならず、また合計は届出受理件数と必ずしも一致しない。

資料 企業結合関係の届出・報告件数の推移（注１）

年 度	第 9 条の 事業報告書 （注 2）	第 9 条の 設立届出書 （注 2）	株式取得 届出 （注 3）	役員兼任 届出 （注 4）	会社以外の 者の株式所有 報告書 （注 5）	合併届出 （注 6）	分割届出 （注 7）	共同株式 移転届出 （注 8）	事業譲受 け等届出 （注 9）
昭和22			(2)		(0)	(23)			(22)
23			(31)		(0)	(309)			(192)
24			(13)		(0)	(123)			(53)
			2,373		0	448			143
25			3,840		0	420			207
26			4,546		0	331			182
27			4,795		0	385			124
28			3,863	268	0	344			126
29			2,827	328	0	325			167
30			3,033	268	0	338			143
31			3,080	457	0	381			209
32			3,069	375	0	398			140
33			3,316	557	0	381			118
34			3,170	466	0	413			139
35			2,991	644	0	440			144
36			3,211	675	1	591			162
37			3,231	804	0	715			193
38			3,844	758	0	997			223
39			3,921	527	4	864			195
40			4,534	487	1	894			202
41			4,325	462	0	871			264
42			4,075	458	2	995			299
43			4,069	480	3	1,020			354
44			4,907	647	0	1,163			391
45			4,247	543	2	1,147			413
46			5,832	552	0	1,178			449
47			5,841	501	1	1,184			452
48			6,002	874	0	1,028			443
49			5,738	794	0	995			420
50			5,108	754	9	957			429
51			5,229	925	6	941			511
52			5,085	916	1	1,011			646
53			5,372	1,394	0	898			595
54			5,359	3,365	0	871			611
55			5,759	2,556	2	961			680
56			5,505	2,958	1	1,044			771
57			6,167	2,477	1	1,040			815
58			6,033	3,389	4	1,020			702
59			6,604	3,159	2	1,096			790
60			6,640	3,504	6	1,113			807
61			7,202	2,944	1	1,147			936
62			7,573	3,776	1	1,215			1,084
63			6,351	3,450	0	1,336			1,028
平成元			8,193	4,420	0	1,450			988
2			8,075	4,312	0	1,751			1,050
3			8,034	6,124	2	2,091			1,266
4			8,776	5,675	0	2,002			1,079
5			8,036	6,330	3	1,917			1,153
6			8,954	5,137	18	2,000			1,255
7			8,281	5,897	1	2,520			1,467
8			9,379	5,042	0	2,271			1,476
9	0	0	8,615	5,955	7	2,174			1,546
10	2	0	7,518	447	0	1,514			1,176
11	1	1	1,029			151			179
12	5	1	804			170			213
13	7	7	898			127	20		195
14	16	7	899			112	21		197

年 度	第9条の 事業報告書 (注2)	第9条の 設立届出書 (注2)	株式取得 届出 (注3)	役員兼任 届出 (注4)	会社以外の 者の株式所有 報告書 (注5)	合併届出 (注6)	分割届出 (注7)	共同株式 移転届出 (注8)	事業譲受 等届出 (注9)
15	76	4	959			103	21		175
16	79	1	778			70	23		166
17	80	5	825			88	17		141
18	87	2	960			74	19		136
19	93	2	1,052			76	33		123
20	92	4	829			69	21		89
21	93	5	840			48	15	3	79
22	92	2	184			11	11	5	54
23	100	0	224			15	10	6	20
24	99	1	285			14	15	5	30
25	100	0	218			8	14	3	21
26	103	0	231			12	20	7	19
27	104	2	222			23	17	6	27
28	108	2	250			26	16	3	24
29	105	0	259			9	13	3	22
30	107	2	259			16	15	2	29
令和元	112	0	264			12	12	3	19
2	114	1	223			16	7	0	20
3	114	3	288			10	17	3	19

(注1) 括弧内は認可件数である。

(注2) 独占禁止法第9条の規定に基づく事業報告書の提出及び設立の届出制度は、平成9年独占禁止法改正法により新設されたものであり、それ以前の件数はない。

なお、平成14年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、一定の総資産額基準を超える持株会社について事業報告及び設立の届出を行わなければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、持株会社に加え、一定の総資産額基準を超える金融会社及び一般事業会社についても事業報告及び設立の届出を行わなければならないこととされた。

(注3) 株式所有報告書の裾切り要件（総資産額）は次のとおり改正されている。

改正年	裾切り要件（総資産額）
昭和24	500万円超
28	1億円超
40	5億円超
52	20億円超

平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、総資産が20億円を超える国内の会社（金融業を営む会社を除く。）又は外国会社（金融業を営む会社を除く。）は、国内の会社の株式を所有する場合には、毎事業年度終了後3か月以内に株式所有報告書を提出しなければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、総資産が20億円を超えかつ総資産合計額が100億円を超える会社が、総資産が10億円を超える国内の会社又は国内売上高が10億円を超える外国会社の株式を10%、25%又は50%を超えて取得し、又は所有することとなる場合には、株式所有報告書を提出しなければならないこととされた。

また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、国内売上高合計額が200億円を超える会社が、子会社の国内売上高を含む国内売上高が50億円超の会社の株式を取得しようとする場合であって、議決権保有割合が20%、50%（2段階）を超えるものについて、合併等と同様にあらかじめ届け出なければならないこととされた。

(注4) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社の役員又は従業員は、国内において競争関係にある国内の会社の役員の地位を兼ねる場合において、いずれか一方の

会社の総資産が 20 億円を超えるときは届け出なければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では廃止された。

(注 5) 平成 10 年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社以外の者は、国内において相互に競争関係にある 2 以上の国内の会社の株式をそれぞれの発行済株式総数の 10% を超えて所有することとなる場合には株式所有報告書を提出しなければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では廃止された。

(注 6) 平成 10 年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社が合併しようとする場合には、全てあらかじめ届け出なければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、当事会社の中に総資産合計額が 100 億円を超える会社と総資産合計額が 10 億円を超える会社がある場合等に届け出なければならないこととされた。

また、平成 21 年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、国内売上高合計額が 200 億円超の会社と同 50 億円超の会社の合併について届け出なければならないこととされた。

(注 7) 分割の届出は、平成 12 年商法改正に伴い新設されたものであり、平成 12 年度までの件数はない。

また、平成 21 年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、当事会社の中に国内売上高合計額が 200 億円を超える全部承継会社（事業の全部を承継させようとする会社をいう。）と国内売上高合計額が 50 億円を超える事業を承継しようとする会社がある場合等には、分割に関する計画について届け出なければならないこととされた。

(注 8) 共同株式移転の届出は、平成 21 年独占禁止法改正法により新設されたものであり、平成 20 年度までの件数はない。

(注 9) 平成 10 年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社が事業の全部又は重要部分の譲受け等をしようとする場合には、全てあらかじめ届け出なければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、総資産合計額が 100 億円を超える会社が、総資産額 10 億円超の国内会社の事業の全部を譲り受ける場合等に届け出なければならないこととされた。

また、平成 21 年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、国内売上高合計額が 200 億円を超える会社が、国内売上高 30 億円超の会社の事業の全部を譲り受ける場合等に事業譲受け等に関する計画について届け出なければならないこととされた。

企業結合審査について

企業結合（株式保有、役員兼任、合併、分割、共同株式移転、事業譲受け等）によって競争が実質的に制限されることとなる場合には、①需要者の選択肢が狭まり需要者が不利益を被るだけでなく、②需要に適切に対応しようとする当事会社のインセンティブが失われ、その結果当事会社が更に成長する機会を逸することとなり、ひいては経済の活性化を妨げることとなる。

このため、独占禁止法は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を禁止し、公正取引委員会は、独占禁止法の規定に従って、企業結合審査を行っている。

1 企業結合審査の流れ

(1) 届出を要する企業結合計画

以下の表 1 のような一定の条件を満たす会社が企業結合を行う場合は、あらかじめ公正取引委員会に届出を行わなければならない。

届出のあった企業結合について、公正取引委員会が届出受理の日から 30 日以内に独占禁止法の規定に照らして問題がないと判断した場合は、この期間内に審査が終了する（第 1 次審査）。

また、公正取引委員会が詳細な審査を行う必要があると判断した場合は、届出会社に対して必要な報告等を求める（第 2 次審査）。そして、全ての報告等を受理した日から 90 日以内に、この企業結合が独占禁止法の規定に照らして問題があるかどうかを判断する。

企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなると判断された場合でも、当事会社が一定の適切な措置（問題解消措置）を講ずることによって、その問題を解消することができる場合には、この企業結合は独占禁止法上問題とならないと判断される（この企業結合を行うことができる。）。

(2) 届出を要しない企業結合計画

届出を要しない企業結合を計画している会社から、公正取引委員会に対し、当該企業結合計画に関して、具体的な計画内容を示して相談があった場合には、公正取引委員会は、届出を要する企業結合計画について届出が行われた場合に準じて対応する。

また、当事会社のうち実質的に買収される会社の国内売上高等に係る金額のみが届出基準に満たさないために届出を要しない企業結合計画のうち、買収に係る対価の総額が大きく、かつ、国内の需要者に影響を与えると見込まれる場合には、公正取引委員会は、当事会社に資料等の提出を求め、企業結合審査を行う。

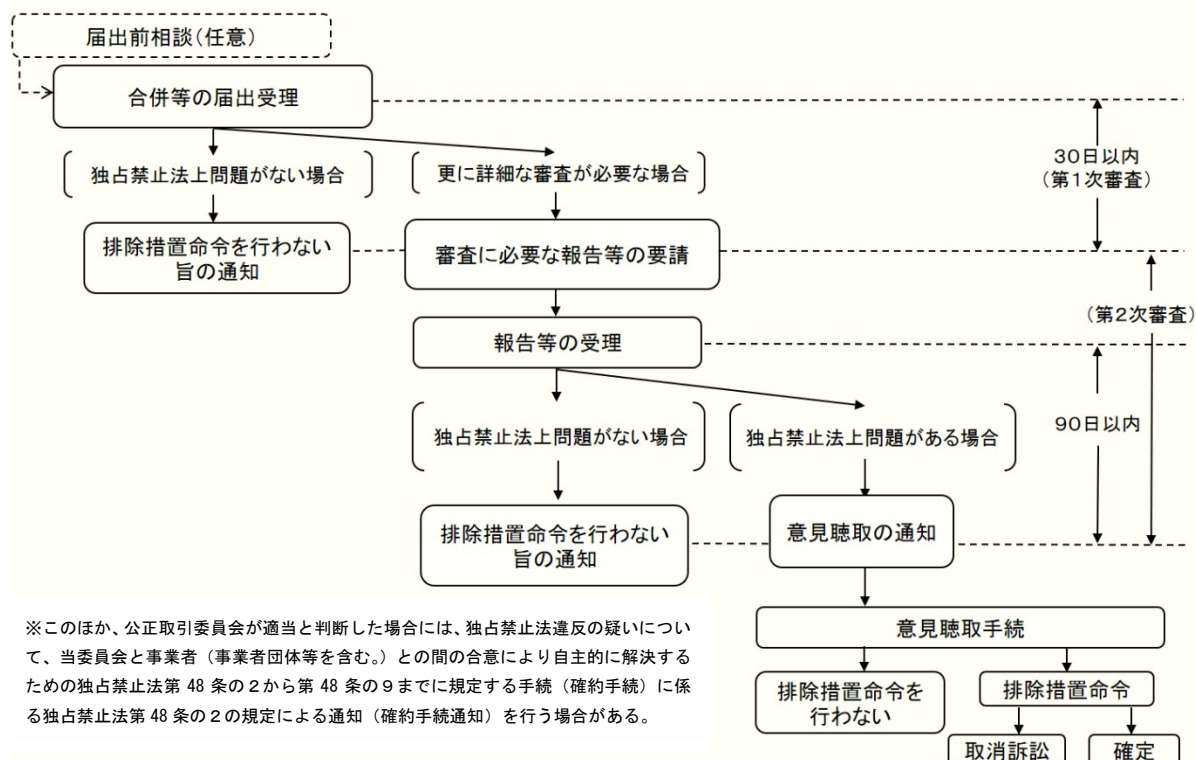
表 1 類型別の届出を要する場合の概要

類型（関係法条）		届出を要する場合の概要
株式取得（第10条）		① 国内売上高合計額 ^{（注1）} 200億円超の会社が ② 株式発行会社とその子会社の国内売上高を合計した額が50億円超の株式発行会社の株式を取得し ③ 議決権保有割合 ^{（注2）} が20%又は50%を超えることとなる場合
合併（第15条）、 共同株式移転（第15条の3）		① 国内売上高合計額200億円超の会社と ② 国内売上高合計額50億円超の会社が ③ 合併（又は共同株式移転）をする場合
分割 （第15条の2）	共同新設 分割	① 国内売上高合計額200億円超の会社と ② 国内売上高合計額50億円超の会社が ③ 共同新設分割により設立する会社に事業の全部を承継させる場合 等
	吸収分割	① 国内売上高合計額200億円超の会社が ② 国内売上高合計額50億円超の会社に ③ その事業の全部を承継させる場合 等
事業等譲受け（第16条）		① 国内売上高合計額200億円超の会社が ② 国内売上高30億円超の会社から事業の全部の譲受けをする場合 又は ① 国内売上高合計額 200 億円超の会社が ② 国内売上高30億円超の事業の重要部分（又は事業上の固定資産の全部若しくは重要部分）の譲受けをする場合

（注1） 国内売上高合計額とは、企業結合集団（届出会社の「最終親会社」及びその子会社から成る集団）内の会社等の国内売上高を合計した額をいう。

（注2） 議決権保有割合とは、企業結合集団に属する会社等が保有する議決権の割合をいう。

表2 企業結合審査のフローチャート



2 企業結合審査の基本的な考え方

公正取引委員会が企業結合審査を行う際の考え方は「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針（企業結合ガイドライン）」（平成16年5月31日公正取引委員会）として公表されている。

まず、需要者がどの範囲の供給者から商品・役務を調達できるかという観点から一定の取引分野（市場）の範囲を画定した上で、この企業結合によって競争が実質的に制限されることとなるかどうか、つまり、需要者にとって十分な選択肢が確保できなくなるような状況になるかどうかという観点から独占禁止法上問題となるかどうかを検討される。

- (1) 一定の取引分野は、企業結合により競争が制限されることとなるかどうかを判断するための範囲（「商品範囲」と「地理的範囲」）を示すものである。

この一定の取引分野は、基本的には、需要者にとっての代替性の観点から、また、必要に応じて供給者にとっての代替性の観点から画定される。

需要者にとっての代替性は、ある地域で、ある事業者が、ある商品・役務を独占して供給しているという仮定の下で、その独占事業者が、利潤最大化を図る目的で、「小幅ではあるが実質的かつ一時的ではない価格引上げ」をした場合に、需要者がその商品・役務の購入を他の商品・役務や他の地域に振り替える程度を考慮して判断される。

- ・ 一定の取引分野（市場）を画定する際の上記のような考え方は、SSNIP（スニップ）（Small but Significant and Non-transitory Increase in Price）テストと呼ばれている。
- ・ SSNIP テストは、欧米においても用いられている考え方である。
- ・ 「小幅ではあるが実質的かつ一時的ではない価格引上げ」とは、通常、引上げの幅については5%～10%程度、期間については1年程度のものを指す。

(2) 競争の実質的制限

ア セーフハーバー基準

(7) 水平型企業結合のセーフハーバー基準

企業結合後のHHI^(注3)が次の①から③までのいずれかに該当する市場では、水平型企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない（直ちに「白」と判断される）。

- ① 企業結合後のHHIが1,500以下である場合
- ② 企業結合後のHHIが1,500超2,500以下であって、かつ、HHIの増分^(注4)が250以下である場合
- ③ 企業結合後のHHIが2,500を超え、かつ、HHIの増分が150以下である場合

（注3）HHIは、この一定の取引分野での各事業者の市場シェアの2乗の総和によって算出される。

（注4）企業結合によるHHIの増分は、当事会社が2社であった場合、当事会社のそれぞれの市場シェアを乗じたものを2倍することによって計算できる。

(4) 垂直型企業結合と混合型企業結合のセーフハーバー基準

企業結合後の当事会社グループが次の①又は②に該当する場合には、垂直型企業結合や混合型企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない（直ちに「白」と判断される）。

- ① 当事会社が関係する全ての一定の取引分野において、企業結合後の当事会社グループの市場シェアが10%以下である場合
- ② 当事会社が関係する全ての一定の取引分野において、企業結合後のHHIが2,500以下の場合であって、企業結合後の当事会社グループの市場シェアが25%以下である場合

イ セーフハーバー基準に該当しない場合

セーフハーバー基準に該当しない場合には、①当事会社グループの単独行動により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるかどうか、また、②当事会社グループとその競争者が協調的行動を採ることにより一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるかどうかを検討される。

この検討では、①当事会社グループの単独行動による競争の実質的制限に

については、ヒアリングやアンケート調査などから判明した市場や取引の実態に基づき、「当事会社の市場における地位が高まること等により、企業結合後に当事会社グループによる価格引上げ等が容易になるかどうか」、「当事会社の価格引上げ等に対し、「競争者からの競争圧力が働くかどうか」、「輸入品や参入者からの競争圧力が働くかどうか」、「需要者の対抗的な交渉力に基づく競争圧力が働くかどうか」、「隣接市場の競合品からの競争圧力が働くかどうか」等について検討の上判断される。

同様に、②当事会社グループとその競争者の協調的行動による競争の実質的制限についても、「企業結合後に当事会社グループと競争者が協調して価格引上げ等を行いやすくなるかどうか」、「当事会社グループと競争者の協調的な価格引上げ等に対し、「輸入品や参入者からの競争圧力が働くかどうか」、「需要者の対抗的な交渉力に基づく競争圧力が働くかどうか」、「隣接市場の競合品からの競争圧力が働くかどうか」等について検討の上判断される。

(3) 問題解消措置

企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合でも、当事会社が一定の適切な措置（問題解消措置）を講ずることにより、その問題を解消することができる場合がある。

問題解消措置としてどのような措置が適切かは、個々の企業結合に応じて、個別具体的に検討される。

問題解消措置は、企業結合によって失われる競争を回復することができるものであることが基本であり、事業譲渡等の構造的な措置が原則であるが、技術革新等により市場構造の変動が激しい市場では、むしろ、一定の行動に関する措置を採ることのほうが妥当な場合もある。

最近におけるデジタル分野の企業結合審査への対応について

令和 4 年 6 月

公正取引委員会は、デジタル分野の企業結合案件について、以前から、無料サービスや間接ネットワーク効果といった特徴を踏まえた審査を実施してきた¹が、最近における経済のデジタル化の進展を踏まえ、令和元年 12 月、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針（企業結合ガイドライン）」（平成 16 年 5 月 31 日公正取引委員会）及び「企業結合審査の手続に関する対応方針（手続対応方針）」（平成 23 年 6 月 14 日公正取引委員会）を改定するなど、デジタル分野の企業結合審査についての対応を以下のとおり進めている。

1 企業結合ガイドライン及び手続対応方針の改定

令和元年に改定した企業結合ガイドラインでは、審査の内容面について、品質競争、多面市場、ネットワーク効果等のデジタルサービスの特徴を踏まえた市場画定や競争制限効果の検討を行うことに加え、スタートアップ企業のような、現時点では規模は小さいもののデータ・知的財産権等の競争上重要な資産等を有している企業を買収される場合の競争制限効果についての考え方を明示した。さらに、垂直型・混合型企業結合の審査における競争制限のメカニズムを整理して示した。

また、同時に改定した手続対応方針では、審査の手続面について、売上高は小さいものの高い潜在的競争力を有する会社を買収される企業結合は、届出基準を満たさない場合であっても、買収に係る対価の総額が大きいなど、一定の場合には企業結合審査を行う旨を示したほか、審査の中で当事会社の内部文書の提出を求めることがある旨を明らかにした。

公正取引委員会は、手続対応方針の改定を踏まえ、届出基準を満たさない案件についても必要な審査を実施しており、令和 3 年度においては、例えば、マイクロソフト・コーポレーション及びニュアンス・コミュニケーションズ・インクの統合、アマゾン・ドットコム・インク及び MGM ホールディングス・インクの統合、グーグル・インターナショナル・エルエルシーによる株式会社 p r i n g の株式取得、ペイパル・ホールディングス・インクによる株式会社 P a i d y の株式取得といった案件について審査を行ったところ、いずれも独占禁止法上の問題はなかった。

2 企業結合審査に係るエンフォースメント（執行）の強化

(1) 体制の強化

公正取引委員会は、令和 3 年 4 月、官房審議官（企業結合担当）の設置及び上席企業結合調査官の増員等によって、デジタル分野の企業結合に対する審査体制を強化している。続いて、令和 4 年 4 月には、経済分析体制の強化を企図して、独占禁止法違反被疑事件審査、企業結合審査、各種実態調査等における経済分析

¹ 株式会社 K A D O K A W A 及び株式会社ドワンゴによる共同株式移転（平成 26 年度）、ヤフー(株)による(株)一休の株式取得（平成 27 年度）等

業務を専門に担当する経済分析室を新設した。

(2) エンフォースメントの強化

公正取引委員会は、デジタル分野の企業結合案件について、デジタル市場の特性を踏まえ、以下のような取組により迅速かつ的確なエンフォースメントを推進していく²。

ア 個別案件に係る情報・意見の募集

企業結合審査については、これまでも第2次審査を開始した案件について、第2次審査開始と同時に第三者から意見聴取する旨公表し、広く意見を求めてきたところであるが、デジタル分野の案件を中心に、複雑かつ急速に変化する市場状況において、より広く第三者からの意見を収集する必要があると考えられるような企業結合案件については、第2次審査の開始の如何を問わずに、必要に応じて、第三者から意見聴取する旨公表し、情報・意見を募集する。

イ 企業結合審査における内部文書の活用

迅速かつ的確な企業結合審査を実施するためには、当該企業結合に関連する事実関係の正確な把握が極めて重要であり、そのために当事会社グループ（企業結合を行う会社及びそれと結合関係を有する会社の集団をいう。）や利害関係者から内部文書の提出を求めることがある。特にデジタル市場の企業結合案件については、急速に市場状況が変化の中で、当該当事会社グループがどのような意図・目的をもって企業結合を計画しているのか、企業結合の結果、需要者や競争事業者等の様々な利害関係者にどのような影響が生じると予測しているのか、市場の将来をどのように予測しているのかなどを把握する必要があるため、審査の初期段階から取締役会における資料や社内の競争分析に係る資料などの内部文書の提出を求め、企業結合審査を実施していく（公正取引委員会が内部文書の提出を求める場合の実務がどのようなものであるかについては、別添の資料を参照されたい。）。

ウ 経済分析の活用

企業結合審査においては、これまでも積極的に経済分析を活用してきたが、引き続き、新たに設立された経済分析室が中心となって実施する、より洗練された経済分析を活用して、競争への影響や措置の有効性等を把握する。

3 個別案件における企業結合審査の内容に係る公表

公正取引委員会は、デジタル分野の個別案件について、改定した企業結合ガイドライン等で示した考え方に沿って企業結合審査を実施しているが、その具体的な内容については、Zホールディングス株式会社及びLINE株式会社の経営統合（令

² こうした取組に関して、公正取引委員会は、令和4年6月、「デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けて―アドボカシーとエンフォースメントの連携の強化―」を公表した。

和2年8月4日公表)、ゲーグル・エルエルシー及びフィットビット・インクの統合(令和3年1月14日公表)及びセールスフォース・ドットコム・インク及びスラック・テクノロジーズ・インクの統合(令和3年7月1日公表)の各個別案件における審査内容を公表し、明らかにしてきている。

企業結合審査における内部文書の提出に係る公正取引委員会の実務

企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かについての審査（以下、この審査を「企業結合審査」という。）においては、企業結合に関する事実確認のため、企業結合を行う会社及びそれと結合関係を有する会社（以下、併せて「当事会社グループ」という。）等に対して内部文書（取締役会資料、経営会議資料等の事業者内部で作成・利用された文書）の提出を求める場合¹がある（「企業結合審査の手續に関する対応方針（手續対応方針）」（平成 23 年 6 月 14 日公正取引委員会）別添（注 1）参照）。

迅速かつ的確な企業結合審査を実施する上では、企業結合計画に関する正確な事実関係の把握が極めて重要であり、内部文書は、そのための重要な資料の一つとなるものである。公正取引委員会が内部文書の提出を求める場合の実務は以下のようなものとなっている。

1 企業結合審査における内部文書の提出の意義

企業結合審査においては、届出書の記載事項及び添付書類のほか、企業結合の内容に応じて様々な資料を参考としている（手續対応方針別添参照）。企業結合審査において参考とする資料には、内部文書が含まれる場合があり、そのような場合には、公正取引委員会から当事会社グループのほか、必要に応じて、当事会社グループが供給する商品・役務の需要者や当事会社グループの競争者等（以下「第三者」という。）に対して内部文書の提出を求めることがある。

当事会社グループや第三者が公正取引委員会に内部文書を提出することにより、当事会社グループがどのような意図・目的をもって企業結合を計画しているのか、企業結合の結果、第三者にどのような影響が生じると予測しているのか、市場の将来をどのように予測しているのかなどについて、公正取引委員会も詳細かつ正確に把握できるようになり、迅速かつ的確な企業結合審査に資すると考えられる。特に、デジタル分野の企業結合案件については、急速に市場状況が変化する中で、これらの内部文書が競争への影響を判断する際に必要となる場合が多く、こうした内部文書の活用が国際的にも標準的な審査手法となっている。

2 提出を求める内部文書の範囲

公正取引委員会は、前記 1 の企業結合審査における内部文書の提出の意義を前提として、内部文書の確認が必要と判断した場合、まず、企業結合の内容や市場の状況に応じて、企業結合審査に必要と考える範囲で、主に以下に例示した内部文書の中から必要と考えるものの提出を求めることとなる。その後、案件における内部文書の確認の必要性の程度に応じて、当事会社グループ等からの相談に応じた上で、提出を受ける具体的な内部文書の範囲について特定を行う。その際、組織図や従業員リスト等の一部の文書の提出を受けた上で、当該内部文書の内容を踏まえ、他に提出を求める内部文書の範囲について検討を行う場合がある。

¹ 経済分析を行う場合には、別途、各種データの提出を求めることがある。

提出を求める内部文書の対象期間については、案件により様々だが、多くの案件では内部文書の提出を求めた時点より2年程度以前からの文書について提出を求めている。また、当該内部文書の作成の時期について特段の指定のないものについては、企業結合の検討段階以降に作成したものに限らず、それ以前に作成した内部文書の提出を求める場合がある。

- 企業結合に関連する当事会社グループの取締役会等の各種会議等で使用された資料や議事録等
- 当事会社グループが、企業結合の検討及び決定に当たり企業結合の目的・効果等について検討・分析した資料や企業結合の検討を開始した経緯を示す資料
- 企業結合の検討に関与した当事会社グループの役員又は従業員の電子メール（企業結合に関するもの）
- 企業結合の対象となる事業に係る組織・部署における、策定した事業計画や事業上の各種戦略又は事業報告に関して作成した文書
- 企業結合の対象となる事業に係る競争者・新規参入者の事業計画・参入計画に関して当事会社が検討・分析した際に作成した文書や競争者の範囲、競争力、競争の程度についての当事会社の認識や評価を示す資料
- 企業結合の対象となる事業に係る商品・役務の価格、数量又は市場研究、市場予測、市場調査等のマーケティングに関する報告書（当事会社又は調査会社等が作成したもの）
- 当事会社グループの組織図、各組織・部署の業務内容を示す資料及び従業員リスト（会社全体及び企業結合に関連する一定の取引分野における商品・役務の提供、価格決定又はマーケティングに従事する組織又は部署ごと）

提出する内部文書について、当事会社グループ等が一定の抽出・選定作業を行うことを希望する場合には、公正取引委員会は提出範囲などに関する相談に先立って又はその過程において、当事会社グループ等に対して当該抽出・選定の方法等について説明を求め、対応について協議を求めている。説明を求める主な事項の例は以下のとおりである。

- 抽出・選定作業を行う必要性・合理性の有無
- 抽出・選定作業を行う場合、その範囲（対象部署・対象者等の人的範囲のほか、電子メールサーバー、ローカルフォルダ、共有フォルダ、外部メモリ等の物的範囲や対象期間の範囲を含む。）及び当該範囲とする理由
- 検索ワード等による抽出・選定の場合、使用する検索条件、使用するツール（フォレンジック業者を利用する場合にはその概要を含む。）、抽出・選定された内部文書について更に絞込みを行う場合には、当該絞込み作業の体制、絞込みの基準、使用するツール等
- 抽出・選定対象となり得る内部文書の保全状況（破棄等が行われていないことの確認）

また、公正取引委員会が企業結合審査を行い、内部文書の提出を求める場合、抽出・選定対象となり得る内部文書については、公正取引委員会が内部文書の提出を求めた時点から破棄することを避け、企業結合審査が終了するまで、保全・保存を求めている。また、後記3のとおり、公正取引委員会が内部文書の提出を求める前に当事会社グループにおいて内部文書を示す形で企業結合の目的等について説明を実施した場合においても、当該時点から内部文書の保全・保存をお願いしている。

3 内部文書の提出時期

公正取引委員会は、第2次審査に至らない案件についても内部文書の提出を求める場合がある。また、公正取引委員会からの求めを受ける前の段階から、当事会社グループにおいて、内部文書を示す形で企業結合の目的等について説明を実施することは、迅速かつ的確な企業結合審査に資する場合がある。

4 内部文書の提出方法

内部文書を提出する方法については、公正取引委員会と当事会社等との間で最適な方法を検討している。具体的な方法としては、主に、以下の方法の中から当事会社グループ等のシステム、内部文書の種類や量等に応じて最も適当なものを選択している。

- 電子メールへの添付（メール本文を含めて50メガバイトを超える容量となる場合、分割送付をしていただいている。）
- ハードディスクやDVD等の記録媒体での提出
- 公正取引委員会の指定するファイル転送サービスでのデータの提出

また、提出の際には必要に応じて以下の点についても対応を求めている。

- パスワード等のセキュリティ措置の解除
- 文書内の文字列を検索可能な形式での提出
- メタデータの提出
- 添付文書・引用文書等の関連文書の提出
- 重複する文書の削除
- 記録媒体の返却要否等についての連絡
- 必要な範囲での和訳の提出又は日本語での説明
- 提出時のデータの分類・整理

(参考 3)

令和3年度において第2次審査で終了した案件
及び第2次審査終了前に取下げがあった案件の審査の経緯等

1 グローバルウェーハズ・ゲーエムベーハーによるシル트로ニック・アーゲーの株式取得

(1) 概要

本件は、シリコンウェーハの製造販売業を営むグローバルウェーハズ・ゲーエムベーハーが、シリコンウェーハの製造販売業を営むシル트로ニック・アーゲーの株式に係る議決権の70.0%以上を取得すること（以下「本件行為」という。）を計画しているものであった。

(2) 経緯

令和3年	5月17日	株式取得に関する計画の届出の受理（第1次審査の開始）
	6月15日	報告等の要請（第2次審査の開始）
	10月4日	全ての報告等の受理 （意見聴取の通知期限：令和4年1月3日）
	11月26日	排除措置命令を行わない旨の通知

(3) 結論

公正取引委員会は、本件行為が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断した。

(参考) 海外当局との連絡調整

本件については、海外競争当局も審査を行っており、公正取引委員会は、シンガポール競争・消費者委員会及び米国連邦取引委員会との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。

2 韓国造船海洋株式会社による大宇造船海洋株式会社の株式取得

(1) 概要

本件は、韓国造船海洋株式会社（以下「韓国造船海洋」という。）が大宇造船海洋株式会社（以下、韓国造船海洋と併せて「当事会社」という。）の株式に係る議決権の50.0%を超えて取得すること（以下「本件株式取得」という。）を計画しているものであった。

(2) 経緯

平成31年	1月31日	現代重工業持株株式会社（韓国造船海洋の最終親会社）が本件株式取得に関する計画を公表
令和2年	2月25日	本件株式取得に関する計画の届出の受理（第1次審査の開始）
	3月19日	報告等の要請（第2次審査の開始）
令和4年	1月14日	韓国造船海洋による届出の取下げ

3月8日 当事会社らが本件株式取得に係る契約を解除

(3) 結論

当事会社らが本件株式取得に係る契約を解除したことから、公正取引委員会は審査を終了した。

(参考) 海外当局との連絡調整

本件については、海外競争当局も審査を行っており、公正取引委員会は、シンガポール競争・消費者委員会、欧州委員会、韓国公正取引委員会及び中国市場監督管理総局との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。